

ウェルフェア イズ ラヴ♡

2025 年 7 月 3 日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ✿）

6 月 18 日に、『手話に関する施策の推進に関する法律』（手話施策推進法）が成立し、25 日より施行されていますね。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jsl.html>

全 18 条の条文からなる短い法律ではあるけれど、①手話の習得、使用、②手話文化の保存、継承、発展、③手話に関する国民の理解、関心の増進、の 3 つが施策の柱として掲げられています。

2006 年に、「手話は言語」と定義された障害者権利条約の採択から 15 年掛かったの成立ではありますが、いわゆる「手話言語法」とはならなかったようですね。「福祉新聞」の記事で紹介されているところによると、手話を言語と定義する方法がない。言語という言葉は法律になじみがない、などの理由で超党派議連の理解をなかなか得られなかったとのこと。「障害者基本法」の 2011 年改正で、「手話は言語」と明記されたにも関わらず、不思議ですね…。

大切なのはこの法律の成立・施行を受けて、手話や手話を使用する・或いは手話の使用を望む方々の環境がどう変化していくかですね。

例えば香川県では、県内の 8 市全てでいわゆる手話言語条例が制定されていますが、9 つある町ではいずれも制定されていませんし、県レベルの条例も制定されていません。条例制定が全てでは決していないけれど、こういった状況が改善されていくことも大切なことだと思います。

💬 スタッフのヒトリゴト 💬

県の広報誌のプレゼント企画で応募した、『ルーヴの焼ドーナツ』が当たった～♡

私、ジ・ツ・はこういったプレゼント企画に応募するのがちょっとした趣味でもあるので、いろいろ応募してみるのだけど、クジ運が悪いのか滅多に当たらないだけに、嬉しかったわ～（笑）♪



♡ LOVE のラブラブな実践 ♡

先日、愛知県で子ども・若者支援活動をされている、特定非営利活動法人 陽和様の勉強会「社会的養護の子ども達の背景から見えること」を、オンラインで受講しました。

陽和様が支援において大切にしていることは、「気持ちに寄り添うこと」と、「長期的な視点を持つこと」。

また、社会的養護の子ども達の支援に必要な視点は、安心安全の提供、多機関連携、「待つ」こと、失敗に寄り添うこと、決断を尊重することとのことでした。

ところで…。皆様は知り合いから、「8 時 10 分前に迎えに行くね。」と言われたら、何時と理解されますか？講師の先生方や、当事業所代表のような、ある程度年代が高い（？）方は、「7 時 50 分」と考える方が大多数のようですが、今の若い方々は、「8 時 9 分とか 8 時 8 分」と考える方が多いようですね。「8 時（の）10 分前」と受け取るか、「8 時 10 分（の）前」と受け取るかの違い…。なるほどね～。

勉強会の中で講師がお話下さったことの 1 つです。子ども・若者世代の方と関わる際には、こういった文化や考え方の違いも踏まえておく必要があるという一例としてお話下さいました。そうですね…。「何を考えているの！」と頭ごなしに叱りつけるのではなく、相手の考えをきっちり聞いた上で、「こういう場合はね…。」と、優しく伝えること、大切ですね。世代間の考え方の違い、目から鱗でございました🐟

県内の福祉イベント案内 他♪

高松市 生涯学習課が、「知的障がい者青年教室」（スキップクラブ）のボランティアを募集しております。ちなみに、当事業所代表もこれまで 5 年程ボランティアとして関わらせて頂いており、今年度も継続して関わらせて頂いております。

詳細はホームページをご確認下さいませ。

[「高松市知的障がい者青年教室（愛称：スキップクラブ）」ボランティア募集について | 高松市 \(city.takamatsu.kagawa.jp\)](https://city.takamatsu.kagawa.jp/)

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町 1562 番地 伏石ハイツ第 1 201 号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

転載や拡散、配布大歓迎！！

来週号も乞うご期待♡